

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局 観光部 観光課（大阪城天守閣） （06-6941-3044）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪城天守閣資料特別研究許可
概 要	天守閣資料について、特別の研究をしようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪城天守閣条例第7条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	○次に掲げる要件を満たす必要があります。 1 天守閣資料を紛失、き損又は汚損するおそれのないこと 2 天守閣資料の研究に際して、職員の指示に従うこと 3 その他条例、規則等を遵守すること
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局 観光部 観光課（大阪城天守閣）
提出時期	随時
提出方法	特別研究許可申請書を許可を受ける施設窓口へ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	経済戦略局 観光部 観光課（大阪城天守閣）
ホームページ	http://www.osakacastle.net/
備 考	